

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めるについて

行田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 3 号

専 決 処 分 書

行田市税条例の一部を改正する条例

上記の条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

行田市長 行 田 邦 子

## 行田市税条例の一部を改正する条例

行田市税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第71条第1号ア中「エに」を「ウ及びオに」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第76条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第71条第1号ウに規定する原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第77条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第6条の2第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第20項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第6条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の行田市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第71条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めるについて

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第4号

専 決 処 分 書

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

行田市長 行 田 邦 子

## 行田市都市計画税条例の一部を改正する条例

行田市都市計画税条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の行田市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めるについて

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 5 号

専 決 処 分 書

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

行田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の行田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。